



宮 崎 県 公 報

平成21年3月16日(月曜日)号外 第9号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例	頁	
○宮崎県地域活性化・生活対策基金条例……………(総合政策課) 2		○宮崎県安心こども基金条例……………(こども政策課) 6
○宮崎県消費者行政活性化基金条例……………(経済・労働課) 3		○宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に 関する条例……………(経営金融課) 6
○宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例(行政経営課) 3		○宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例……………(労働政策課) 7
○宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の 一部を改正する条例……………(障害福祉課) 5		○宮崎県ふるさと雇用再生特別基金条例……………(“) 8
○宮崎県妊婦健康診査支援基金条例……………(健康増進課) 5		○教育関係の公の施設に関する条例等の一部を改 正する条例……………(教育庁) 8
		○警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例 の一部を改正する条例……………(警察本部) 9

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県地域活性化・生活対策基金条例(条例第1号)

1 制定の理由及び主な内容

経済や雇用情勢が厳しさを増していることから、地域活性化等に資する事業を実施し、県民生活の維持向上を図るため、宮崎県地域活性化・生活対策基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県消費者行政活性化基金条例(条例第2号)

1 制定の理由及び主な内容

消費者の安全で安心な生活を確保するため、県及び市町村の消費生活相談窓口の機能強化等の消費者行政の活性化を図ることを目的として、宮崎県消費者行政活性化基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例(条例第3号)

1 改正の理由及び主な内容

日南市、北郷町及び南郷町が合併し新たな日南市が設置されるに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成21年3月30日から施行することとしました。

◎ 宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第4号)

1 改正の理由及び主な内容

障害者自立支援法の円滑な施行等を図るため、宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置期間を延長するなど、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県妊婦健康診査支援基金条例(条例第5号)

1 制定の理由及び主な内容

市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な実施を図るため、宮崎県妊婦健康診査支援基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県安心こども基金条例 (条例第 6 号)

1 制定の理由及び主な内容

誰もが安心してこどもを生き育てられる社会づくりを推進するため、宮崎県安心こども基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例 (条例第 7 号)

1 制定の理由及び主な内容

中小企業者等の事業の再生の円滑化を図るため、宮崎県信用保証協会が行う中小企業者等の債務の保証に係る同協会が受けた損失について県が行う補償に関して必要な事項を定めました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例 (条例第 8 号)

1 制定の理由及び主な内容

離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出を図る事業等を実施するため、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県ふるさと雇用再生特別基金条例 (条例第 9 号)

1 制定の理由及び主な内容

地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業を実施することにより、継続的な雇用の創出を図るため、宮崎県ふるさと雇用再生特別基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 教育関係の公の施設に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第 10 号)

1 改正の理由及び主な内容

日南市、北郷町及び南郷町が合併し新たな日南市が設置されることに伴い、関係する条例について所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成 21 年 3 月 30 日から施行することとしました。

◎ 警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例 (条例第 11 号)

1 改正の理由及び主な内容

日南市、北郷町及び南郷町が合併し新たな日南市が設置されることに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成 21 年 3 月 30 日から施行することとしました。

条 例

宮崎県地域活性化・生活対策基金条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 16 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第 1 号

宮崎県地域活性化・生活対策基金条例

(設置)

第 1 条 宮崎県における経済や雇用情勢が厳しさを増していることから、地域活性化等に資する事業を実施し、県民生活の維持向上を図ることを目的として、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 241 条の規定に基づき、宮崎県地域活性化・生活対策基金 (以下「基金」という。) を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

宮崎県消費者行政活性化基金条例をここに公布する。

平成21年3月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第 2 号

宮崎県消費者行政活性化基金条例

(設置)

第 1 条 消費者の安全で安心な生活を確保するため、県及び市町村の消費生活相談窓口の機能強化等の消費者行政の活性化を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 241条の規定に基づき、宮崎県消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第 3 号

宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例

宮崎県行政機関設置条例（平成11年宮崎県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(県税・総務事務所)

第 2 条 [略]

2 県税・総務事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域	
		県税に関する事務	商工及び労政に関する事務
[略]			
宮崎県日南県税・総務事務所	日南市	日南市 串間市 南那珂郡	日南市 串間市 南那珂郡
[略]			

(福祉こどもセンター)

第 3 条 [略]

2 福祉こどもセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域	
		社会福祉に関する事務	児童福祉に関する事務
宮崎県中央福祉こどもセンター	宮崎市	宮崎市 日南市 串間市 宮崎 郡 南那珂郡 東諸県郡	宮崎市 日南市 西都市 宮崎 郡 南那珂郡 東諸県郡 児湯 郡
[略]			

3 [略]

(保健所)

第 5 条 地域保健法(昭和22年法律第 101号)第 5 条第 1 項の規定により設置する保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
[略]		
宮崎県日南保健所	日南市	日南市 串間市 南那珂郡
[略]		

(児童相談所)

第 6 条 児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第12条第 1 項の規定により設置する児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県中央児童相談所	宮崎市	宮崎市 日南市 西都市 宮崎郡 南那珂郡 東諸県 郡 児湯郡
[略]		

(農林振興局)

第 7 条 [略]

2 農林振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
[略]		
宮崎県南那珂農林振興局	日南市	日南市 串間市 南那珂郡
[略]		

(家畜保健衛生所)

第 9 条 家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第 1 条第 1 項の規定により設置する家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は

改正後

(県税・総務事務所)

第 2 条 [略]

2 県税・総務事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域	
		県税に関する事務	商工及び労政に関する事務
[略]			
宮崎県日南県税・総務事務所	日南市	日南市 串間市	日南市 串間市
[略]			

(福祉こどもセンター)

第 3 条 [略]

2 福祉こどもセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域	
		社会福祉に関する事務	児童福祉に関する事務
宮崎県中央福祉こどもセンター	宮崎市	宮崎市 日南市 串間市 宮崎 郡 東諸県郡	宮崎市 日南市 西都市 宮崎 郡 東諸県郡 児湯郡
[略]			

3 [略]

(保健所)

第 5 条 地域保健法(昭和22年法律第 101号)第 5 条第 1 項の規定により設置する保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
[略]		
宮崎県日南保健所	日南市	日南市 串間市
[略]		

(児童相談所)

第 6 条 児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第12条第 1 項の規定により設置する児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮崎県中央児童相談所	宮崎市	宮崎市 日南市 西都市 宮崎郡 東諸県郡 児湯郡
[略]		

(農林振興局)

第 7 条 [略]

2 農林振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
[略]		
宮崎県南那珂農林振興局	日南市	日南市 串間市
[略]		

(家畜保健衛生所)

第 9 条 家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第 1 条第 1 項の規定により設置する家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は

、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
宮崎県宮崎家畜保健衛生所	宮崎市	宮崎市 日南市 串間市 西都市 宮崎郡 南那珂郡 東諸県郡 児湯郡
[略]		

(土木事務所)

第10条 [略]

2 土木事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
[略]		
宮崎県日南土木事務所	日南市	日南市 南那珂郡
[略]		

(港湾事務所)

第11条 [略]

2 港湾事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
[略]		
宮崎県油津港湾事務所	日南市	日南市 串間市大字市木字 夫婦浦 南那珂郡南郷町
[略]		

附 則

この条例は、平成21年3月30日から施行する。

宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第4号

宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく制度の円滑な運用を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>障害者自立支援対策臨時特例交付金として交付を受けた額とする。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、法に基づく制度の円滑な運用を図るため、緊急に実施することが必要な事業に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>附 則</p> <p>2 この条例は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく制度の円滑な運用及び福祉・介護人材の確保を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>予算で定める額とする。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、法に基づく制度の円滑な運用及び福祉・介護人材の確保を図るため、緊急に実施することが必要な事業に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>附 則</p> <p>2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県妊婦健康診査支援基金条例をここに公布する。

平成21年3月16日

宮崎県条例第 5 号

宮崎県妊婦健康診査支援基金条例

(設置)

第 1 条 市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 241条の規定に基づき、宮崎県妊婦健康診査支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、妊婦健康診査事業及び当該事業の円滑な運用を図るための事務に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

宮崎県安心こども基金条例をここに公布する。

平成21年3月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第 6 号

宮崎県安心こども基金条例

(設置)

第 1 条 安心して子どもを生み育てられる社会づくりを推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 241条の規定に基づき、宮崎県安心こども基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、保育所等の整備、保育の質の向上のための研修その他子育て環境の充実のための事業及びこれらの事業の円滑な運用を図るための事務に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例をここに公布する。

平成21年3月16日

宮崎県条例第 7 号

宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、宮崎県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が行う中小企業者等の債務の保証に係る保証協会が受けた損失について県が行う補償に関して必要な事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生の円滑化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）第 20 条第 4 項に規定する中小企業者等をいう。
- (2) 損失補償契約 県と保証協会との間で締結した契約であって、保証協会が保証（信用保証協会法第 20 条第 1 項第 1 号の保証をいう。）に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行した際に生じた損失の全部又は一部に対して県が補償を行う旨を定めたものをいう。
- (3) 求償権 保証協会が保証債務を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。
- (4) 求償権の放棄等 求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）をいう。

(求償権の放棄等の承認)

第 3 条 知事は、保証協会から、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合は、当該申出が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該計画が当該計画を策定した者の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等の承認をすることができる。

- (1) 産業活力再生特別措置法（平成 11 年法律第 131 号）第 42 条第 1 項の中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再生に関する計画
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業活力再生特別措置法第 47 条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された再生に関する計画
- (3) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成 10 年法律第 132 号）第 53 条第 1 項第 2 号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された再生に関する計画
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、知事が適当と認めるものに基づき策定された再生に関する計画

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 16 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第 8 号

宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例

(設置)

第 1 条 現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等に対して一時的な雇用・就業機会の創出を図るとともに、これらの者に対する生活・就労相談を総合的に実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の規定に基づき、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成 25 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

宮崎県ふるさと雇用再生特別基金条例をここに公布する。

平成21年3月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第9号

宮崎県ふるさと雇用再生特別基金条例

（設置）

第1条 現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業を実施することにより継続的な雇用の創出を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県ふるさと雇用再生特別基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

教育関係の公の施設に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第10号

教育関係の公の施設に関する条例等の一部を改正する条例

（教育関係の公の施設に関する条例の一部改正）

第1条 教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分及び名称	位 置	区分及び名称	位 置
学校		学校	
[略]		[略]	
高等学校		高等学校	
[略]		[略]	
県立日南農林高等学校	南那珂郡南郷町大字中村字山ノ 神甲3528番2	県立日南農林高等学校	日南市南郷町中村字山ノ神甲35 28番2
[略]		[略]	
[略]		[略]	
[略]		[略]	

（教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例（平成20年宮崎県条例第34号）の一部を次のように改正する。

教育関係の公の施設に関する条例別表第1の改正規定中「南那珂郡南郷町大字中村字山ノ神甲3528番2」を「日南市南郷町中村字山ノ神甲3528番2」に改める。

附 則

この条例は、平成21年3月30日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第11号

警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例（昭和29年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(名称、位置及び管轄区域)			(名称、位置及び管轄区域)		
第2条 警察署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			第2条 警察署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	管 轄 区 域	名 称	位 置	管 轄 区 域
[略]			[略]		
日南警察署	日南市	日南市 南那珂郡	日南警察署	日南市	日南市
[略]			[略]		

附 則

この条例は、平成21年3月30日から施行する。